

県 P 連 - 9 0
平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日

各郡市 P T A 連合会
会 長 様
事務局長 様

秋田県 P T A 連合会
会 長 野 崎 一

「書き損じはがき」 抛 出 運 動 の 実 施 に つ い て (お 願 い)

日頃より、P T A 活 動 に ご 尽 力 を い た だ き 深 く 感 謝 申 し 上 げ ます。
さて、今年度も年賀はがきの時節を中心に標記事業を実施することにいたしました。
つきましては、例年どおり下記により計画いたしましたので、よろしくお取り組みくださいますようお願いいたします。

1. 郡市内単位 P T A (学 校) 分 の 書 類 を お 届 け い た し ます。各 校 P T A 事 務 局 宛 に 配 布 し、ご 協 力 を 働 き か け て く だ さ い ます よう お 願 い い た し ます。
2. 郡 市 で の 取 り ま と め 方 法 は お 任 せ い た し ます。取 り ま と め 費 用 等 は、後 日 の 還 元 金 を 予 定 して お い て く だ さ い。
また 県 P 連 事 務 局 へ は、同 封 の 「着 払 い 伝 票」 で お 送 り く だ さ い。
(他 の 宅 配 便 会 社 の 着 払 い 伝 票 を ご 使 用 い た だ い て も 結 構 で す。)
3. 収 集 期 間 は、平 成 2 8 年 1 2 月 ~ 平 成 2 9 年 1 月 3 1 日 と し ます。
「書 き 損 じ 年 賀 は が き ・ 書 き 損 じ 普 通 の は が き」と 「古 い 未 使 用 の は が き」を 収 集 の 対 象 と い た し ます。※ 2 9 年 2 月 1 5 日 ま で に 秋 田 県 P T A 連 合 会 へ お 届 け く だ さ い。
4. 収 集 分 の 還 元 金 に つ き ま し て は、年 度 内 に 各 郡 市 P 連 ご と の 収 集 実 績 に よ り 送 金 す る こ と に な っ て お り ます。

【 秋 田 県 P T A 連 合 会 】

〒010-0955 秋 田 市 山 王 中 島 町 1 - 1 秋 田 県 生 涯 学 習 セ ン タ ー 5 F
TEL 0 1 8 - 8 6 4 - 8 9 7 5 FAX 0 1 8 - 8 2 4 - 7 9 3 5
E-mail pta-akita@helen.ocn.ne.jp

県 P 連 - 9 0
平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日

秋田県内各小・中学校
学 校 長 様
P T A 会 長 様

秋田県 P T A 連 合 会
会 長 野 崎 一
(公 印 省 略)

「書き損じはがき」抛出運動への協力方について (お願い)

日頃より、本会にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

早速ですが、今年度も「書き損じはがき」抛出運動を例年に倣い、県 P T A 連合会の事業として実施することにいたしました。

県内各郡市 P T A 連合会の財政基盤の強化を図り、諸活動を通して子どもたちへの還元を考えて実施するものです。

つきましては、年賀はがきの時節を中心に「一人 1 枚以上の寄付運動」を行いたいと計画いたしましたので、ご多忙のところ恐縮ですが下記事項をご参照の上、貴校 (貴 P T A) にも趣旨にご理解とご賛同をいただき、収集活動にご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 同封の「書き損じはがき抛出運動」へのご協力をお願いの文書 (チラシ) に、「貴校 P T A 会長名」を添えるなどして印刷の上、全会員に呼びかけていただければありがたいです。
2. 収集期間は平成 2 8 年 1 2 月～平成 2 9 年 1 月 3 1 日までですが、学校の事情に合わせて設定してください。収集したはがきは、まとめて郡市 P T A 連合会事務局にお届けください。
3. ご不明の点は、下記へお問い合わせください。

【 秋田県 P T A 連 合 会 】

〒010-0955 秋田市山王中島町 1 - 1 秋田県生涯学習センター 5 F
TEL 018-864-8975 FAX 018-824-7935
E-mail pta-akita@helen.ocn.ne.jp

平成28年12月

P T A 会 員 の 皆 様 へ

秋田県 P T A 連 合 会
会 長 野 崎 一

「書き損じはがき」 抛出運動へのご協力をお願い

日ごろより P T A 活動にご協力をいただき感謝申し上げます。

早速ですが、今年度も「書き損じはがき」の抛出運動を秋田県 P T A 連合会の事業として実施することにいたしました。

県内各郡市 P T A 連合会の財政基盤の強化を図り、諸活動を通して子どもたちへの還元を考えて実施するものです。

つきましては、趣旨をご理解いただきご協力とご支援をくださいますよう、お願い申し上げます。

1. 収集するはがき

- ① 書き損じはがき（年賀はがき・普通のはがき）
- ② 古い未使用のはがき

2. 収集の対象外はがき（換金できないはがき）

- * 「私製はがき」は対象になりません。
- * 「一度配達された年賀はがき」は消印がなくとも対象になりません。
- * 「宛先不明」で戻されたはがきも対象になりません。

3. 抛出されたはがきに記載されている個人情報、一切使用いたしません。 （個人情報部分を消して抛出されても構いません）

4. 会員が直接またはお子さんを通して学校にお届けください。

5. 収集期間は、平成28年12月～平成29年1月31日とします。